

令和6年度 加入・履行証明書発行基準の改正の趣旨とポイント

1. 趣 旨

建設業退職金共済事業の加入・履行証明書（以下、証明書）の発行基準については、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、適正履行のための加入・履行状況の確認の強化を図るため、令和3年度に改正を行い、令和4年度からは改正後の基準で運用してきたところです。

一方、近年の建設業の就労実態の変化や働き方改革の進捗等により、共済手帳の更新数を基本とした従来の発行基準が、建設業界の働き方の実態と乖離してきていると判断するに至りました。

このような状況を踏まえ、今般、証明書発行基準を改正し、従前の共済手帳の更新を前提とした発行基準から、現場における就労（掛金納付対象）日数に応じた退職給付拠出額等を負担しているか否かによって、適正履行を確認する基準に改正を行います。

2. 主な改正のポイント

これまでは、決算期間において被共済者数に応じた共済手帳の更新手続きを行っているか否かを確認し、手続き件数が不足している場合は出勤簿等の提出を求めていましたが、改正後は、適正な時期に共済手帳の更新手続きを行っているかどうかを確認することとし、共済手帳更新数が足りない場合の出勤簿等の提出義務を原則廃止とし、建退共からの求めに応じて提出いただくこととしました。これにより共済契約者の事務負担の軽減を図ります。

また、手帳更新手続きを行っている被共済者に対する退職給付拠出額等は、一律の金額を定めていましたが、改正後は、決算期間における被共済者の就労日数に見合う退職給付拠出額等を購入しているかどうかの確認を行うこととしました。これにより共済契約者ごとの勤務実態に即した履行確認が可能となります。